

## 交通工学研究会 論文賞・技術賞表彰規程

### (表彰の目的)

第1条 交通工学の研究の促進と、交通に関する技術の向上普及を奨励するため以下の賞を与える。

- 1.交通工学研究会論文賞
- 2.交通工学研究会技術賞

### (賞の対象)

第2条 各賞の対象は、次のとおりとし、原則として毎年各1件ずつ表彰することとする。

- 1.交通工学研究会論文賞

機関誌「交通工学」に掲載された論文

対象期間 過去暦年2年間

- 2.交通工学研究会技術賞

機関誌「交通工学」に掲載された報告及び紹介、または自ら応募及び会員からの推薦のあった業績

対象期間 過去暦年1年間

### (受賞者の決定)

第3条 社団法人 交通工学研究会組織規程第4条第1項第1号の交通工学研究会論文賞・技術賞選考小委員会(以下「選考小委員会」という。)は、受賞候補者を決定し、総務委員会委員長及び理事会に報告する。

(2)受賞者は選考小委員会の報告に基づき、理事会において決定する。

### (表彰)

第4条 受賞者表彰は、原則として、通常総会において行う。

### (その他)

第5条 この規程に明文のない事項又は特別に処理を要する事項については、別に内規で定める。

### 附 則

この規程は平成15年 10月 30日より施行する。